南砺市農業委員会第４回総会会議録

1.召集日時　　平成 29 年 10 月　5 日

2.開会時間　　平成 29 年 11 月　1 日　　午後 2 時 00 分

3.閉会時間　　平成 29 年 11 月　1 日　　午後 3 時 00 分

4.場　　所　　城端分庁舎　視聴覚室

5.委員定数　　20 名

6.出席委員　　16 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田　直信	出	11	堀　文夫	出
2	鍋島　守	出	12	藤永　隆夫	出
3	中村　三郎	出	13	山本　弘	出
4	片山　昌作	出	14	山土　修一	出
5	當田　衛	出	15	齊藤　十明	出
6	杉森　桂子	欠	16	上田　憲仁	出
7	林　正一	欠	17	澁谷　均	出
8	中川　寿	出	18	松平　勝	欠
9	荒木　健二	出	19	瀧　由記男	出
10	北島　文子	欠	20	前川　十一	出

事務局　芝井　広、野原　健史、　山田　由紀子

7.議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第 17 号　　農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第 18 号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請承認について

議案第 19 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 20 号　農地利用集積計画（案）について

第 3　報告事項

報告第 6 号　農地法第 18 条第 6 号の賃貸借の規定による通知書について

報告第 7 号　農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査について

第 4　その他

8.事務局職員

事務局長　芝井　広、主幹　野原　健史、副主幹　山田由紀子

9.会議の概要

事務局長	定刻となりましたので、只今より、第 4 回南砺市農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席委員の方は。4 名ということで、20 名中、出席委員 16 名は農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにご報告申し上げます。会議に先立ちまして、前川会長よりご挨拶をお願いします。
会長	皆様お忙しい中お集まり頂きまして、大変ありがとうございました。天候も急激に寒くなりまして秋らしく秋本番という形になりまして、紅葉はというところですが、雨が多いものですから、期待するほどではありませんが、色づきしております。先般、研修旅行にご参加いただきまして誠にありがとうございました。また、杉森委員さんの旦那様がお亡くなりになり、参列しお参りさせていいただきました。それと、先日の大型の台風がきてとても大変でありました。実は、24 日と 25 日の両日にわたり、県の会長研修会が七尾市で開催されるということで、農業委員会ではその研修内容を報告してほしいとのことでした。あいにく、私の住んでおります利賀

会長　地域では、220 世帯が完全に孤立することになり、残念ながら欠席せざる終えなくなりまして、連絡した次第であります。それでは、農業委員会の総会に入らせて頂きますので、よろしくお願い致します。

議事に入る前に議事録署名人をご指名させていただきます。8 番中川委員、9 番荒木委員よろしくお願い致します。

議長　それでは、議案第 17 号農地法第 3 号の規定による許可申請承認について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 17 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は 2 件の申請が有りました。面積は　田　6,334.00 ㎡　畑　2,914.00 ㎡　計　9,248.00 ㎡です。

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番につきまして、譲り渡し人申請地は、農業水利施設保全合理化事業により、農業用用水排水施設の排水機能を回復し、農村地域の防災力の向上を図るとともに、区画整備による区画化を行い、パイプライン化や自動給水栓のＩＣ化を推進することになりました。桜ヶ池幹線用水路の取水量は、必要水量の確保が厳しく、補給並びに反復利用を行っており、安定した生産活動を行うため、早急な対策が求められております。そこで、頭首工事における取水ゲートの自動化を行うことで、徹底した水管理の合理化、省力化を図り、生産性の高い優良農地を確保し、農業の生産性の向上、担い手への農地集積など、本地域の農業競争力の強化を図るものとして、申請されたものです。

受付番号 2 番です。

受付番号 2 番は、農業者経営移譲年金受給に関するものであり、期間満了に伴い使用貸借権の再設定を行うものです。

平成 19 年 11 月に経営移譲の 10 年間の農地使用貸借契約を締結しており、期間満了を迎え、再設定が必要だということで、所有農地全体の現況調査をいたし、再設定することにしました。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし

議長　たらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

事務局　続きまして議案第 18 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 4 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 1 件の申請がありました。面積は田のみ　68.00 ㎡です。

進入路用地	田	1 筆	68.00 ㎡
計	田	1 筆	68.00 ㎡

受付番号 1 番です。
申請人は、進入路用地として転用するものです。現在、この場所は、進入路として住宅東側の道路を使用し出入りしておりますが、道路の幅が大変狭く、冬場には雪が降ると更に狭くなり、危険を感じながらすごしてきました。また、先日、緊急車両が入ろうとした際、道幅が狭いため数十メートル先の道路に停車せざる終えなったことがあり、消防の方からも早急に改善するよう指導がありました。以前より、この東側の道路を拡幅して使用するも考えていたのですが、距離が長いことやその進入路までの道路も狭いので実現には至りませんでした。また、長男が西側を使用し新築する計画があり、西側の道路拡幅であれば距離も短く市道も十分広いので、安全に使用できると思われますので、今回、進入路用地として

事務局　申請するものです。農地区分は、10ha 以上の広が利を持つ農地ということで 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張として既存面積は、1,216 ㎡であり、申請面積は 68 ㎡ということで、既存敷地の 1/2 以下に該当するものと考えられます。

議長　議案第 18 号の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　では採決をとります。議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　続きまして議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局　＝議案第 19 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 3 件の申請がありました。面積は、田のみ　1,887..00 ㎡　です。

宅地の拡張	田	1 筆	37.00 ㎡
駐車場	田	1 筆	1,371.00 ㎡
注文住宅用地	田	2 筆	479.00 ㎡
合　計		4 筆	1,887.00 ㎡

受付番号 1 番です。
受付番号 1 番につきましては、申請人は、隣接地の所有者でありますが、日頃から申請地までの感覚が狭いため不便さを感じておりました。隣接地の建物の屋根には太陽光発電設

事務局　備、内部には各企業の貸倉庫として利用しており、通行、外壁整理、除雪等に必要な土地であるため、今回申請することで、ゆとりのある宅地として引き続き利用し続けたいと思っております。農地区分は、10ha 以上の広がりを持つ農地ということで、1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張として、その既存面積は 1,387.56 ㎡であり、申請面積は 37 ㎡ということで、既存敷地の 1/2 以下に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

受付番号 2 番は、申請人は、申請地を駐車場及び雪捨て場として申請するものです。

申請人は、惣菜漬物佃煮、生鮮魚介類及び肉類などの加工、製造、販売を営んでおります。近年、観光客の観客層が国内旅行者から、海外旅行者へと大幅にかわり、また、季節においては、春季、秋季から冬季への旅行要望へと極端に変化が起きております。特に、冬季の旅行数が圧倒的に増加傾向であり、現在、受け入れを考えておらず土砂にて造成していますが、当地は、商業が井戸水を利用しての融雪装置を認めておらず、除雪が必要となります。土砂地では、盛土を崩して除雪してしまう可能性が高く、駐車場では冬場の観光客受け入れがとても困難です。舗装整備をして、除雪対応し冬季の観光受け入れができるよう駐車場の強化を行うこと、また、周辺にて雪捨て場を確保して観光バスが乗り入れ、大気、転回させる場所の確保が必要になってきます。富山県では、今年から、後背地の護岸工事により、従来の雪捨て場が利用できず、工場地の雪捨て場所も不足している状況です。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（非線引き白地地域）ということで、3 種農地と判断され。転用許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

受付番号 3 番の申請人は、申請地を注文分譲住宅敷地として転用するものです。

申請人は、不動産の売買、賃貸借及び仲介業を営んでおりますが、先般、城端地域において不定形の土地があり、何か有効活用できないかと相談を受けました。近年、農機具の大型化により、耕作が非常に不都合であることから、農地としての活用より住宅敷地を案じ、隣地の宅地とあわせた方法と

事務局　地域発展のために今回、注文分譲住宅地 7 区画を計画したものです。
　農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで、1 種農地と判断され、許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

議長　以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認につい賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　続きまして議案第 20 号農地利用集積計画（案）について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 20 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は、114 名、291 筆の申請がありました。面積は　田 479,059.02 ㎡　畑　1,578.00 ㎡　計　480,637.02 ㎡です。
　いずれの案件も農業圭意絵基盤強化法第 18 条第 3 項及び、農地中間管理事業にの推進に関する法律、第 18 条第 4 項の条件を満たしていると考えます。
　農地流動化面積、新規設定　95 筆　12.02ha　再設定　174 筆　32.72ha　合計　269 筆　44.73ha　再転貸　22 筆 3.33ha　総合計　291 筆　48.06ha、18 条第 6 項の解約　20 筆　5.76ha です。10 月 4 日は 48.81%　11 月 1 日　48.89% で 0.08%増です。次に区域別流動化面積の詳細ですが、城端地区で新規設定が 3 筆で 2,073 ㎡、再設定　6 筆　15,413 ㎡ 井波地区で新規設定が 1 筆で 2,011 ㎡　再設定　19 筆 38,184 ㎡　井口地区で再設定、9 筆　29,358 ㎡　福野地区で

事務局　新規設定　79 筆で 106,023 ㎡　再設定　136 筆　236,543 ㎡　転貸　22 筆　33,296 ㎡　福光地区　新規設定　12 筆　10,049 ㎡　再設定　4 筆　7,687 ㎡　合計の新規設定・再設定は、447,341 ㎡　転貸が 33,296 ㎡です。今回の申請の主な利用権設定を受ける者として農事組合法人サカタニ農産で 191 筆　29.9ha　以下順番に掲載してございます。

議長　以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 20 号農地利用集積計画（案）について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　次に報告事項報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告事項報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議案書をもとに内容説明＝

事務局　今回は 20 件の申請がありました。面積は、田　56,017.00 ㎡　畑　1,578.00 ㎡　計　57,595.00 ㎡です。

受付番号 1 番、2 番につきましては、一度解約して、新たに利用権設定するための解約です。
受付番号 3 番につきましては、議案番号第 17 号農地法第 3 条受付番号 1 番に関するものです。
受付番号 4 番、5 番につきましては、次回より自作を予定です。
受付番号 6 番から 9 番につきましては、一度解約して、別の方と利用権設定するものです。

事務局　受付番号10番、11番につきましては、一度解約して中間管理機構を通して同様な条件にて利用権設定するものです。
受付番号12番、13番につきましては、議案番号第19号農地法第5条受付番号3番に関するものです。
受付番号14番から16番につきましては、中間管理機構を通して利用権設定するものです。
受付番号17番から20番につきましては、認定農業者に中間管理機構を通して利用権設定するものです。

議長　報告事項ですので、採決はありません。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので、報告事項報告第6号農地法第18条第6項の賃貸借の規定による通知書について終了致します。続きまして、次の報告へ進みます。

議長　次に報告事項報告第7号農地法第30条第1項の規定による利用状況調査について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告事項報告第7号農地法第30条第1項の利用状況調査について議案書をもとに内容説明＝

事務局　報告第7号農地法第30条第1項の規定による利用状況調査についてです。（別紙資料1参照）
9月12日に上平地域を2班編成にて瀧職務代理さん、山土委員さん、9月14日に平地域を3班編成で、上田委員さん、林委員さん、鍋島委員さん、9月15日に利賀地域を3班編成で前川会長、片山委員さん、中村委員さんとともに現地の利用状況調査をいたしました。実は上平、利賀地域につきましては、全農地を把握することはできましたが、平地域におきましては、一部残っておりますので、後日改めて実態調査を行いたいと思っております。次回の委員会には、平成29年度の数字として報告いたしたいと思っております。つきましては、一部の状況報告をさせていただきたいと思っております。
耕作可能として66,530㎡　復元可能が60,578㎡　合計

事務局　127,108 ㎡です。その田畑の内訳として、田　74,425.00 ㎡　畑 52,683.64 ㎡　です。

それでは、別紙資料に基づきまして申し上げますが、本来ならば南砺市市内全域の農地パトロールの調査が必要なのですが、なにぶん広範囲なことから、今年度は、五箇山村を中心に調査をさせていただきました。従いまして、平成 28 年度までの遊休農地の数字が、98,149.64 ㎡ということです。新たに平成 29 年の一部でございますが、上平地域の遊休農地が今年度 22,805 ㎡　利賀地域が　6,154 ㎡の遊休農地が確認されました。従いまして平成 29 年の一部でございますが、現時点で、127,108 ㎡ということでございます。議案書に記載してありますように、これを農地法の第 30 条で調査したことで、続きまして第 32 条でこの方々に利用状況調査を提出させていただきます。その調査の結果、富山県農林水産公社に預けるということで、この数字をそちらに報告させていただき、農林水産公社でこの基準として該当しないという旨をいただければ、最終的には、課税されないという流れになります。先程も農業委員の皆様方と会長さんと話をさせていただきまして本来の農地調査をしたところ、非農地が非常に沢山ございました。この非農地につきましても、すぐに、農業委員会に諮ればいいのか、或いはもう少し、調査をしながら諮ればいいのか、また、会長さんを中心に農業委員の皆様方と相談をしながら、非農地の決定を進めさせていただきたいと思っております。また、遊休農地の報告ということで、議案書に記載されているようなことになっておりますので、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございました。

この件につきまして何かご質問ございませんか。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので、報告事項報告第 7 号農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況については、報告事項ですので終了と致します。続きまして、その他へ進みます。

事務局　＝その他の内容を説明、案内＝

議長　その他に何かございますか。

委員　ひとつ教えていただきたいのですが、耕作可能、復元可能とあるが、H27 年度分はきちんとできているのか。

事務局　平成 27 年度ですが、実際に現地を調査させていただきました。その結果、これは、耕作可能というのは、実際、すぐに耕作してもらうのはいいのですが、次年度に調査に行っても荒れてはいない農地だけれど、遊休農地の状態であったということ。復元可能とは、トラクターを起動、草刈をしていただく上級の農地として使用できるということで、調査をした結果をまとめたものです。平成 27 年度に 12ha ほどの農地がございました。これを富山県農林水産公社に提出しまして、平成 28 年度に同じ場所を調査させていただいたところ、実は 9ha に減っていると思いますが、この 2ha は既に農地として使えない状態、もう非農地というようなことになっておりました。それで実際に復元し機械使用しても作れる農地、遊休農地。実際にすぐに作れる耕作可能な遊休農地ということで 2ha 程が非農地ということで、あとは、9ha ほどが遊休農地というような取扱いになります。そして、今年度ですが、本来ならば、この 9ha を調査して、実際の把握をしなくてはいけないのですが、今年度は、五箇山村を中心にさせていただきましたので、来年は、平地の方での調査をさせていただいて、できるだけ実際の農地にあうような調査をさせていただくような意味でございます。

議長　ありがとうございました。
以上のようなことでございましたがよろしいでしょうか。
その他、何かございますか。

議長　ないようでしたら、本日の委員会を終了させていただきます。

○次回の農業委員会　平成 29 年 12 月 6 日(水)　午後 4 時

議長　以上をもちまして、南砺市農業委員会第 4 回総会を閉会い

議長　　たします。

（閉会時刻　午後 3 時 00 分）

議事録が正確であることを証します。

平成　　年　　月　　日

議事録署名委員

議事録署名委員

会　　長